

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免に関するQ&A

吉見町 税務会計課

1 減免の対象となる方（減免の要件）について

Q1-1 「世帯の主たる生計維持者」とは、誰のことですか？

A1-1 「世帯の主たる生計維持者」は、原則、世帯主です。

ただし、実質的にその世帯の生計が世帯主以外の方の収入で維持されている場合は、申請時にその旨を申し出てください。

なお、実質的にその世帯の生計が世帯主以外の方の収入で維持されている場合、その方が国民健康保険以外（社会保険等）に加入しているときは、「世帯の主たる生計維持者」になることはできません。

Q1-2 世帯主が国民健康保険の加入者ではなく、社会保険加入者です。この場合も「世帯の主たる生計維持者」は、世帯主となりますか？

A1-2 世帯主が国民健康保険の加入者ではない場合も、世帯主を「世帯の主たる生計維持者」として減免判定します。（国保の加入者ではない世帯主を擬制世帯主と呼びます。）

この場合、②の要件（1）～（3）中の収入・所得については、擬制世帯主の収入・所得を指し、減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）を計算する際のCは、擬制世帯主と世帯内の被保険者全員の所得を合計した額となります。

Q1-3 世帯の主たる生計維持者以外にも収入が減少した世帯員がいます。この世帯員についても減免申請できますか？

A1-3 減免要件に該当しないため、対象外です。

Q1-4 世帯主及び世帯員に収入がなく、別世帯の家族の援助で生活しています。別世帯の家族を「世帯の主たる生計維持者」とみなし、減免申請できますか？

A1-4 減免要件に該当しないため、対象外です。

Q1-5 新型コロナウイルス感染症により死亡したことは、どのように確認しますか？

A1-5 医師の死亡診断書により確認します。

Q1-6 新型コロナウイルス感染症により「重篤な傷病を負った」とは、どのような場合を指しますか？

A1-6 1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を指します。医師の診断書により確認します。

Q1-7 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症により死亡・重篤な傷病を負った場合に、令和3年度保険税が減免になると考えてよいですか？また、令和3年度にはすでに回復している場合は、令和3年度の減免対象とならないと考えてよいですか？

A1-7 ご質問のとおりです。

Q1-8 重篤な症状を負った期間が、令和2年度から令和3年度に跨いでいる場合は、令和3年度の保険税は減免になりますか？

A1-8 減免となります。

Q1-9 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とは、どのような場合を指しますか？

A1-9 新型コロナウイルス感染の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることから、収入減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合を除き、減免申請の対象となります。懲戒解雇や離職等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等は、減免申請対象外です。

Q1-10 ②の要件(1)に「令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、どのように算出すればよいですか？

A1-10 新型コロナウイルス感染症の影響は各世帯により異なるため、申請時点で収入が確定している月を参考に、ご自身で月ごとの見込みを立てていただき、年間(令和3年1月1日～12月31日)の収入見込み額を算出してください。

現在の状況が続くものと想定し、確定している月の収入と同額の収入を見込む場合や、徐々に回復していく見込みを立てる場合など、世帯によって様々な算出方法が考えられます。

また、申請時点で確定している月分の収入がわかるもの(会計帳簿や給与明細書の写しなど)を必ず添付してください。

Q1-11 ②の要件(1)の「減少する見込み」の収入に、シルバー人材センター配分金などの雑収入や、株の取引による収入は含まれますか？

A1-11 含まれません。対象となるのは、「事業収入」・「不動産収入」・「山林収入」・「給与収入」のいずれかであり、その他の収入が減少したとしても減免の対象とはなりません。

なお、シルバー人材センター配分金は、所得税法上「雑収入」になります。

Q1-12 ②の要件(1)における「事業収入」の「収入」とは、何を指しますか？

A1-12 「収入」とは、事業収入の場合、事業や仕入れによる必要経費を差し引く前の売上(収入)金額等です。ただし、②の要件(1)の場合、保険金・損害賠償等で補填される金額は、収入に含めて計算しますが、国・県・町から支給された各種給付金(特別定額給付金・持続化給付金・雇用調整助成金など)の金額は、所得税の課税対象である給付金であっても、収入に含めないで計算します。なお、「特別定額給付金」は非課税、「持続化給付金」及び「雇用調整助成金」は課税対象です。

しかしながら、減免の要件や減免額の計算に用いる「合計所得金額」、「令和2年の所得の合計額」及び「令和2年の所得」等については、税法上の取扱いに準じて計算します。

Q1-13 ②の要件(1)における「給与収入」の「収入」とは、何を指しますか？

A1-13 給与収入の場合は、社会保険料や源泉徴収税額等を差し引く前の支払総額であり、手取り金額とは異なります。

Q1-14 私は、「事業収入」と「不動産収入」があります。「事業収入」は前年比10分の3以上の収入減少が見込まれますが、「不動産収入」については減少する見込みがなく、2つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。②の要件(1)に該当しますか？

A1-14 該当します。「事業収入」・「不動産収入」・「山林収入」・「給与収入」のいずれかであるため、どれか1つでも10分の3以上減少する見込みである場合は、②の要件(1)に該当します。

Q1-15 ②の要件(2)の「世帯の主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額」とは、「事業収入」・「不動産収入」・「山林収入」・「給与収入」に係る所得の合計額ですか？それとも、それ以外の種類の所得(公的年金などの雑所得や株式の譲渡所得等)がある場合、それも含めますか？

A1-15 含めます。世帯の主たる生計維持者の令和2年の全ての所得を合計した金額です。

Q1-16 「所得の合計額」又は「合計所得金額」とは、扶養控除・社会保険料控除・基礎控除等の各種控除を差し引いた後の金額ですか？

A1-16 各種控除を差し引く前の金額です。

Q1-17 私は、「事業所得」・「不動産所得」・「雑所得」・「譲渡所得」があり、そのうち10分の3以上収入の減少が見込まれるのは、「事業所得」のみです。②の要件(3)の「収入減少が見込まれる所得以外の令和2年の所得の合計額」とは、「不動産所得」のみとなりますか？それとも、「不動産所得」・「雑所得」・「譲渡所得」の合計額ですか？

A1-17 後者の「不動産所得」・「雑所得」・「譲渡所得」の合計額となります。

Q1-18 前年(令和2年)は収入がなく、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年も収入がない見込みの場合には、減免の対象となりますか？

A1-18 前年中の収入がない時点で、②の要件(1)の「令和2年に比べて10分の3以上減少」に該当しないため、対象外です。

Q1-19 前年(令和2年)の事業収入はありましたが、経費がかさみ事業所得は0(又はマイナス)でした。令和3年の事業収入は前年と比較して10分の3以上減少する見込みですが、減免の対象となりますか？

A1-19 減少する見込みの収入に係る前年の所得額が0(又はマイナス)の場合は、減免額の計算式 $((A \times B / C) \times D)$ において、前年の所得額 $(B = 0)$ (マイナスの場合も0とします。)をかける関係で減免額が0となるため、対象外です。

Q1-20 非自発的失業による軽減を受けた場合の軽減額よりも、新型コロナウイルス感染症による減免額の方が大きい場合、減免申請を選択することができますか？

A1-20 非自発的失業による軽減は、選択によって適用されるものではないので、優先的に減免申請を適用することはできません。減免額自体は少なかったとしても、非自発的失業者は、雇用保険による失業給付で補償される部分があります。

Q1-21 私は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したため、令和2年度相当分の国民健康保険税であって、令和3年4月30日に納期限が設定されたものについて、減免申請を考えています。

減免となる要件は、令和3年度分と同じですか？

A1-21 令和3年度分とは減免の要件が異なります。令和3年度分は令和3年と令和2年の収入を比較しますが、令和2年度相当分は令和2年と令和元年の収入を比較するなど、収入及び所得の要件が1年ずれることとなります。具体的には下記のとおりとなります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和2年中の収入減少が見込まれる世帯の方で、以下の要件(1)～(3)の全てに該当する方

- (1) 世帯の主たる生計維持者の令和2年中の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。(収入に保険金・損害賠償等で補てんされる金額を加算した上で10分の3以上減少する見込み)
- (2) 世帯の主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

ただし、被保険者の責めに帰すべき事由（国民健康保険の資格取得日から14日以内に資格取得の届出が行われなかった、所得の申告が遅延した等の事由）により、令和2年度相当分の保険税の納期限が令和3年4月1日以降となった場合は、減免対象とはなりません。

なお、減免額の計算、減免申請書及び提出書類等についても、令和3年度分とは異なります。
減免の申請をお考えの場合は、申請前にご連絡ください。

2 減免の対象となる保険税について

Q2-1 令和3年6月に「令和3年度国民健康保険税（令和元年度課税分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和3年6月30日となっていますが、これについては、減免の対象となりますか？

A2-1 対象となりません。減免の対象となる年度は、令和3年度分と令和2年度相当分（納期限が令和3年4月1日以降のもの）のみです。令和元年度以前分については、納期限が令和3年4月以降に設定されていたとしても、今回の減免の対象とはなりません。

Q2-2 私は、国民健康保険に加入する手続きを令和3年5月に行い、令和2年12月まで遡って国民健康保険に加入しました。今回6月に初めて納税通知書が届き、令和2年12月分から令和3年3月分までの保険税が令和3年6月30日の納期限でかかっています。この場合、減免の対象となりますか？

A2-2 被保険者の責めに帰すべき事由（国民健康保険の資格取得日から14日以内に資格取得の届出が行われなかった、所得の申告が遅延した等の事由）により、令和2年度相当分の保険税の納期限が令和3年4月1日以降となった場合は、減免対象となりません。

Q2-3 私は、令和3年3月に国民健康保険の資格を取得し、資格取得から14日以内に国民健康保険に加入する手続きをしました。その後、令和3年4月に「令和3年度国民健康保険税（令和2年度課税分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和3年4月30日となっていますが、これについては、減免の対象となりますか？

A2-3 対象となります。ただし、減免の要件、申請書・提出書類、減免額の計算等が令和3年度分とは異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。

Q2-4 令和元年度分及び令和2年度分（納期限が令和3年3月31日までのもの）の保険税について、減免の申請を忘れていました。減免対象となりますか？

A2-4 対象となりません。減免の受付は、令和3年3月31日をもって終了しています。

3 減免額の計算について

Q3-1 収入が減少した場合の減免額はどうか？減少した収入の減少割合で決まるのですか？

A 3-1 令和3年度分の保険税については、下記の図で示した計算式で計算します。減少した収入の減少割合では決まりません。（減少した収入の減少割合は、減免に該当するか否かの要件で使用します。）

保険税の減免額は、減免対象の保険税額（ $A \times B/C$ ）に、世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額に応じた減免割合（ D ）をかけた金額です。⇒ $(A \times B/C) \times D = \text{減免額}$

減免対象の
保険税額

A 世帯の被保険者全員について算定した保険税額

×

B 世帯の主たる生計維持者の令和2年に比べて10分の3以上減少が見込まれる事業収入等(※1)に係る令和2年の所得額

C 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額

×

D(※2)
減免の割合

=

減免額

(※1) 事業収入等
…事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうちいずれか

世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額	D(※2)減免の割合
前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業の場合	10分の10
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

なお、令和2年度相当分の保険税については、下記図のとおり令和元年の所得を使用します。

保険税の減免額は、減免対象の保険税額（ $A \times B/C$ ）に、世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額に応じた減免割合（ D ）をかけた金額です。⇒ $(A \times B/C) \times D = \text{減免額}$

減免対象の
保険税額

A 世帯の被保険者全員について算定した保険税額

×

B 世帯の主たる生計維持者の令和元年に比べて10分の3以上減少が見込まれる事業収入等(※1)に係る令和元年の所得額

C 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額

×

D(※2)
減免の割合

=

減免額

(※1) 事業収入等
…事業収入 不動産収入 山林収入・給与収入のうちいずれか

世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額	D(※2)減免の割合
前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業の場合	10分の10
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

4 減免の申請について

Q4-1 申請は、郵送やオンラインでもできますか？

A4-1 オンラインによる申請は受け付けておりませんが、役場窓口による申請と郵送による申請は受け付けております。

郵送による申請をご希望される方は、ホームページから申請書等を印刷してください。印刷できる環境にない方は、ご連絡いただければ郵送いたします。なお、郵送申請の場合、後日、内容確認のために電話することがあります。

Q4-2 申請はいつからできますか？

A4-2 令和3年度の国民健康保険税納税通知書は、令和3年7月13日に発送予定となっております。減免については、納税通知書がお手元に届いてから申請してください。

Q4-3 いつまでに申請すればいいですか？

A4-3 申請は、原則、納期限までにお願いします。やむを得ない理由のある場合は、納期限を過ぎていても申請を受け付けますが、その場合は納期限を過ぎてからの申請となった理由をお伺いします。

また、令和4年3月31日を過ぎてからの申請はお受けできません。減免を希望される場合は、書類が揃い次第、お早めに申請してください。

Q4-4 令和2年中の確定申告（町県民税申告）をまだしていませんが、申請できますか？

A4-4 減免の要件である前年の収入や所得を確認するために、確定申告（町県民税申告）された金額を用います。そのため、令和2年中の確定申告（町県民税申告）をまだされていない場合は、減免の可否及び減免額を判定することができませんので、確定申告（町県民税申告）をされてから、減免申請してください。

なお、給与収入のみの方で、年末調整済みの給与支払報告書が、勤め先から町に提出されている場合は、確定申告（町県民税申告）は不要です。

また、同一世帯内の国保加入者に18歳以上の未申告者（扶養控除の対象となっている方は除きます。）がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、申告をされてから、減免申請してください。

Q4-5 令和3年度と令和2年度相当分の減免申請は、1枚の申請書でできますか？

A4-5 減免の要件や提出書類等が異なるため、1枚の申請書で申請できません。令和2年度相当分（令和3年4月1日以降に納期限のあるもの）の減免を希望される場合は、ホームページに申請書等を掲載しておりませんので、お問い合わせください。

Q4-6 令和2年度相当分の減免申請に必要な書類は何ですか？

A4-6 収入や所得の要件が令和3年度分と1年ずれるため、「令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書(令和2年度分)」のほか、具体的には下記書類の提出が必要になります。令和2年度分の「減免申請書」及び「収入減少等申告書」はホームページに掲載しておりませんので、ご連絡ください。

① 世帯の主たる生計維持者が死亡した場合又は重篤な傷病を負った場合
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し (死亡した場合) <input type="checkbox"/> 医師の診断書等 (重篤な傷病を負った場合)
② 世帯の主たる生計維持者の令和2年中の収入が減少している場合
<input type="checkbox"/> 令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等申告書(令和2年度分) (必ず添付)
<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の令和2年1月から12月までの収入が分かるもの (必ず添付) 収支明細書、会計帳簿、給与明細書の写しなど (減少した収入分のみ)
<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の令和元年中の収入及び所得が分かるもの 確定申告書、町県民税申告書、源泉徴収票の写しなど ※町実施の申告相談で、確定申告又は町県民税申告をされた方は不要です。 ※確定申告書に収入金額の記載がない場合は、収支内訳書又は青色申告決算書の写しも添付してください。 ※収入が給与収入のみの方で、年末調整済みの給与支払報告書が、勤め先から町に提出されている場合は、不要です。 ※令和2年1月2日以降に転入された方は、必ず添付してください。
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、令和2年中に所得税の課税対象となる各種給付金(持続化給付金や雇用調整助成金など)が、国・県・町から支給されたことが分かるもの (支給された場合のみ添付) 各種給付金支給決定通知書、振込が確認できる通帳の写しなど
<input type="checkbox"/> 事業等の廃業が分かるもの (廃業の場合のみ添付) 税務署に提出した廃業届・異動届の写しなど
<input type="checkbox"/> 失業が分かるもの (失業の場合のみ添付) ・雇用保険加入者 : 雇用保険受給資格者証(両面)の写し ・雇用保険未加入者 : 事業主による退職証明書・解雇理由証明書など
<input type="checkbox"/> 保険金・損害賠償等により補てんされる金額が分かるもの (収入減少が補てんされる場合のみ添付) 保険金・補償金等の支払通知、帳簿、保険契約書の写しなど

5 減免の決定について

Q5-1 減免決定通知書は、いつ頃送付されますか？

A5-1 「減免決定通知書」の送付は、早いものでも令和3年8月中旬頃になる予定です。なお、送付時期の目安は、下記のとおりです。（あくまでも予定ですので、変更となる場合があります。

申請時期	通知時期
7月下旬頃まで	8月中旬
8月下旬頃まで	9月中旬
9月下旬頃まで	10月中旬
10月下旬頃まで	11月中旬
11月下旬頃まで	12月中旬
12月下旬頃まで	1月中旬
1月下旬頃まで	2月中旬
2月下旬頃まで	3月中旬
3月末まで	4月中旬

Q5-2 減免決定通知書がまだ届いていませんが、納付書は先に支払った方がよいですか？

A5-2 減免決定通知書が届くまでは、納付書の納期限どおりに納めてください。なお、減免の決定により還付となる場合は、後日、お返しいたします。

Q5-3 減免申請が不承認（却下）の場合は、どうなりますか？

A5-4 減免申請が不承認の場合は、「減免不承認通知書」を送付します。税額の変更はありませんので、当初の納期限どおり納付をお願いいたします。

6 減免の決定後について

Q6-1 減免の決定後に、同一世帯の家族が新たに国民健康保険に加入しました。再び減免申請する必要はありますか？

A6-1 新たに国民健康保険税が課税されるたびに、減免申請する必要があります。納税通知書が届きましたら、再度減免申請してください。

Q6-2 減免の決定後に、収入状況が改善し、収入減少割合が10分の3未満となりました。町に申し出る必要はありますか？

A6-2 減免は、「申請日時時点で、令和3年の収入が前年より10分の3以上減少すること」を予測して決定しています。

減免の決定後、収入状況が改善し、10分の3以上減少しないことが明らかな場合は、決定した減免額の全部又は一部を取り消すことがあります。

収入状況が改善した場合は、税務会計課に申し出てください。